

■ 特定建築設備等の定期報告

●報告時期 ○経過措置が適用される特定建築設備の初回報告時期

No.	建築設備の名称		定期報告が必要な建築設備		定期報告の時期及び経過措置													
					政 令	細 則	H30		H31(R1)		R2		R3		R4		R5	
							2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月
1	昇降機	エレベーター	籠が住戸内のみを昇降するもの及び労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーターのうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの（積載荷重が1 t 以上のものを除く	—	毎年 ※設置した日の属する月から翌々月の末日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
		エスカレーター	全て	—		●	●	●	●	●	●	●	●					
		小荷物専用昇降機	昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く	—		●	○	●	●	●	●	●						
2	準用工作物	観光用エレベーター エスカレーター	全て	—	●	●	●	●	●	●	●	●						
		遊戯施設	全て	—	●	●	●	●	●	●	●							
3	その他の建築設備	換気設備	—	定期報告対象建築物に設けられるもののうち、中央管理方式の空気調和設備で法第28条第2項ただし書の規定により設けたもの及び同条第3項の規定により設けなければならないものに限る	8月31日期限	●	●	●	●	●	●	●						
		排煙設備	—	定期報告対象建築物に設けられるもののうち、排煙機を設置したもので法第35条の規定により設けなければならないものに限る	2月28日期限	○	●	●	●	●	●							
		非常用照明	—	定期報告対象建築物に設けられるもののうち、予備電源を内蔵していないもので法第35条の規定により設けなければならないものに限る		○	●	●	●	●								
4	防火設備	定期報告対象建築物（政令指定）に設けられるもののほか、以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられるもの ・病院、診療所 （患者の収容施設のあるものに限る） ・共同住宅 （サービス付き高齢者向け住宅に限る） ・寄宿舎 （サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る） ・就寝用福祉施設 ※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く	定期報告対象建築物（細則指定）に設けられるもの ※共同住宅、寄宿舎、学校及び事務所に設けられるもの、外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く	8月31日期限	○	●	●	●	●	●	●							
				2月28日期限	○	●	●	●	●									